

◎新潟県告示第362号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年8月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「PIXARのひみつ展 いのちを生みだすサイエンス」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 委託期間
令和元年8月20日から令和元年10月18日まで
- 3 前売観覧券販売期間
令和元年8月20日から令和元年10月11日まで
- 4 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟県上越市下門前477番地 上越勤労者福祉サービスセンター	新潟県上越市下門前477番地 公益財団法人上越勤労者福祉サービスセンター 理事長 早川 英雄
新潟市中央区西大畑町5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子